

平成 29 年 11 月

お客さま 各位

石動信用金庫

### 個人番号の利用目的の変更について

石動信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更（追加）日は、預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

#### 個人番号の利用目的

当金庫は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- 預金口座付番に関する事務

以上